

平成26年度 第1回

鹿児島県障害者差別解消支援協議会

会 次 第

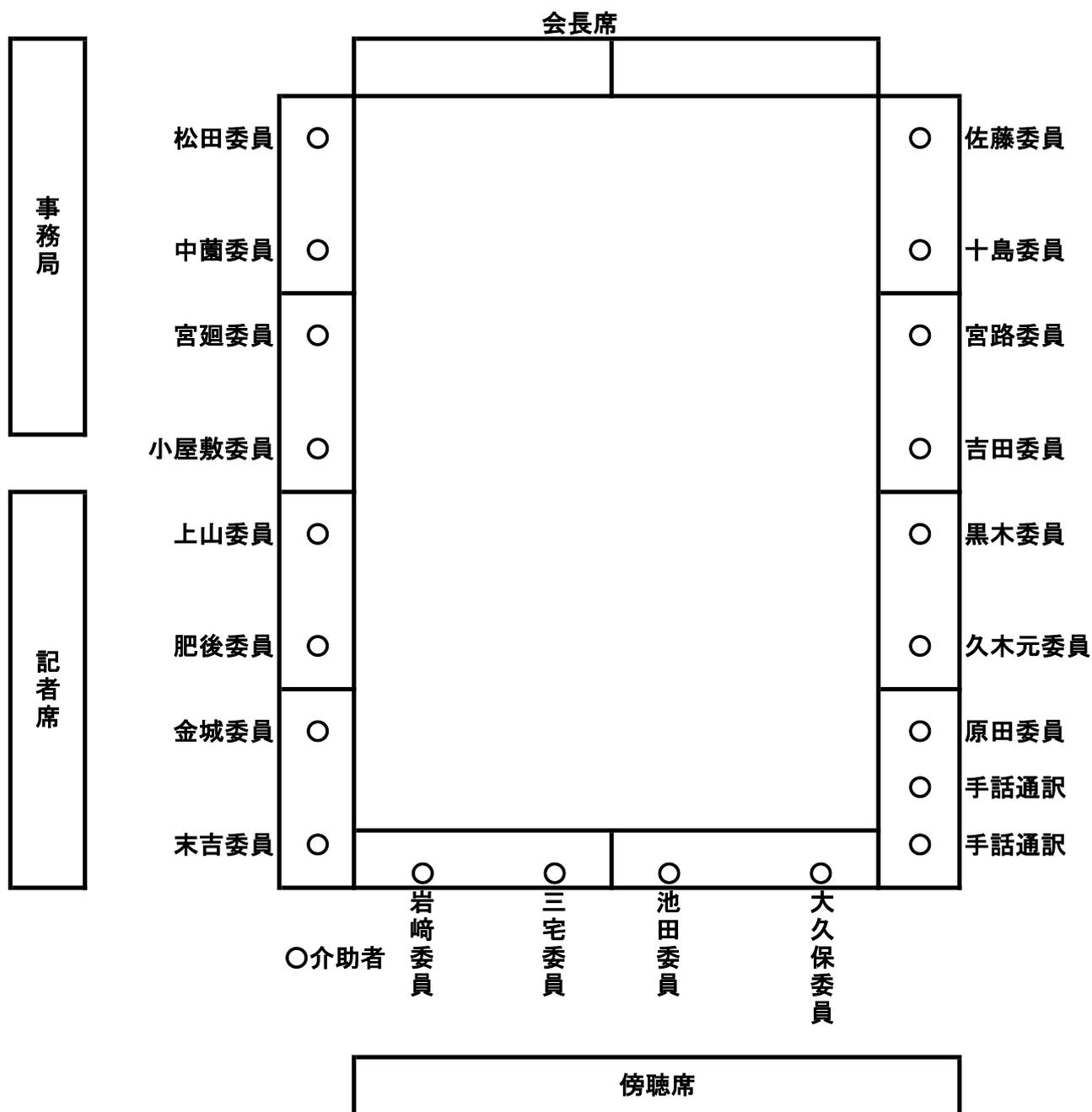
日時:平成26年10月8日(水)

10:00~11:30

場所:県庁行政庁舎7-A-3会議室

- 1 開会
- 2 保健福祉部長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長選出及び会長職務代理者指名
- 5 会議の公開について
- 6 説明事項
 - (1) 条例の概要について
 - (2) 障害者差別解消支援協議会について
- 7 協議事項
平成26年度の県の取組について
- 8 閉会

「鹿児島県障害者差別解消支援協議会」座席表



鹿児島県障害者差別解消支援協議会 委員名簿

団体名	氏名	
社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会	会長	佐藤 彰矩
一般社団法人鹿児島県視覚障害者団体連合会	理事	山之内 トミエ
一般社団法人鹿児島県聴覚障害者協会	事務局長	大久保 正代
社会福祉法人鹿児島県手をつなぐ育成会	理事	十島 真理
かごしま精神医療福祉ユーザーネット協議会	会長	宮路 祐二
NPO法人鹿児島県自閉症協会	会長	吉田 光一
かごしま難病支援ネットワーク	会長	黒木 恵子
かごしま障害フォーラム	会長	岩崎 義治
生活介護事業所 奏の丘 (鹿児島県知的障害者福祉協会)	施設長	久木元 御千子
社会福祉法人そてつ会 竹山苑 (鹿児島県障害者支援施設協議会)	苑長	原田 啓介
ウエルフェア九州病院 (鹿児島県精神科病院協会)	院長	鮫島 秀弥
南九イリヨー株式会社事業本部 (鹿児島県経営者協会)	副本部長	池田 拓郎
鹿児島県商工会議所連合会	事務局長	三宅 正敏
鹿児島労働局職業安定部職業対策課	課長	末吉 克朗
鹿児島県教育庁義務教育課	課長	金城 太一
鹿児島大学教育学部	教授	肥後 祥治
鹿児島県弁護士会高齢者・障害者支援委員会	委員	上山 幸正
公益社団法人鹿児島県社会福祉士会	理事	小屋敷 美知子
鹿児島県労働委員会	会長	宮廻 甫允
鹿児島市健康福祉局福祉部 (鹿児島県市長会, 鹿児島県町村会)	部長	中園 正人
鹿児島県保健福祉部	部長	松田 典久

(21名)

審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

第1 目的

この指針は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第25条の規定に基づき、審議会等の会議の公開に関する基本方針を定めてその審議の状況を明らかにすることにより、県民の県政に対する理解と信頼を確保し、県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的とする。

第2 対象とする審議会等

この指針において「審議会等」とは、附属機関その他これに類するものをいう。

第3 公開の基準

審議会等は、原則としてその会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 条例第7条各号の不開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

第4 公開・非公開の決定

- (1) 審議会等は、第3に定める公開の基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。

なお、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、審議会等は会議を非公開とすることができるものとする。

- (2) 審議会等は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて、会議を公開するよう努めるものとする。

鹿児島県情報公開条例（抜粋）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同

じ。)の役員及び職員，地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)及び公社の役員及び職員をいう。)である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体(国，独立行政法人等，地方公共団体，地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，次に掲げるもの。ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて，公にしないと条件で任意に提供されたものであって，法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (3) 法令若しくは条例の規定により，又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある内閣総理大臣，各省大臣その他国の機関の明示の指示により公にすることができない情報
- (4) 公にすることにより，犯罪の予防，鎮圧又は捜査，公訴の維持，刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，県，国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県，国若しくは他の地方公共団体が経営する企業，独立行政法人等，地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第 25 条 実施機関の附属機関その他これに類するものは，その会議(法令又は条例の規定により公開することができないとされている会議を除く。)を公開するものとする。ただし，次に掲げる場合は，この限りでない。

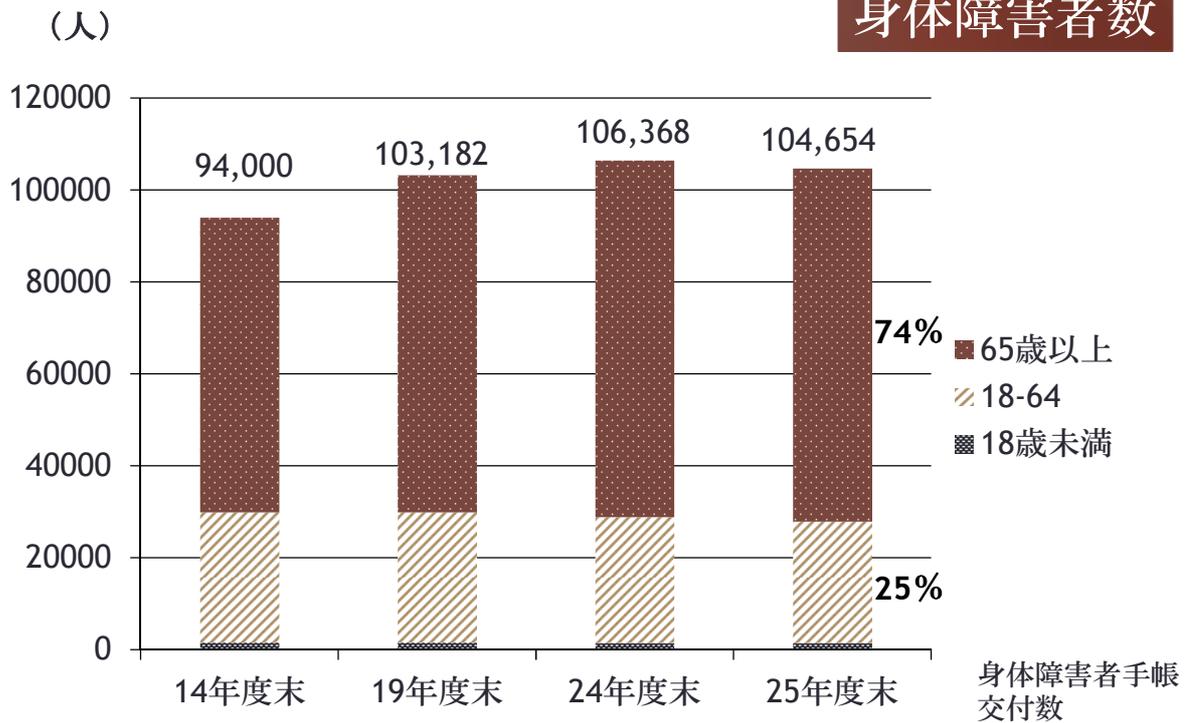
- (1) 不開示情報が含まれる事項について審議，審査，調査等を行う場合
- (2) 公開することにより，公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

資料 1

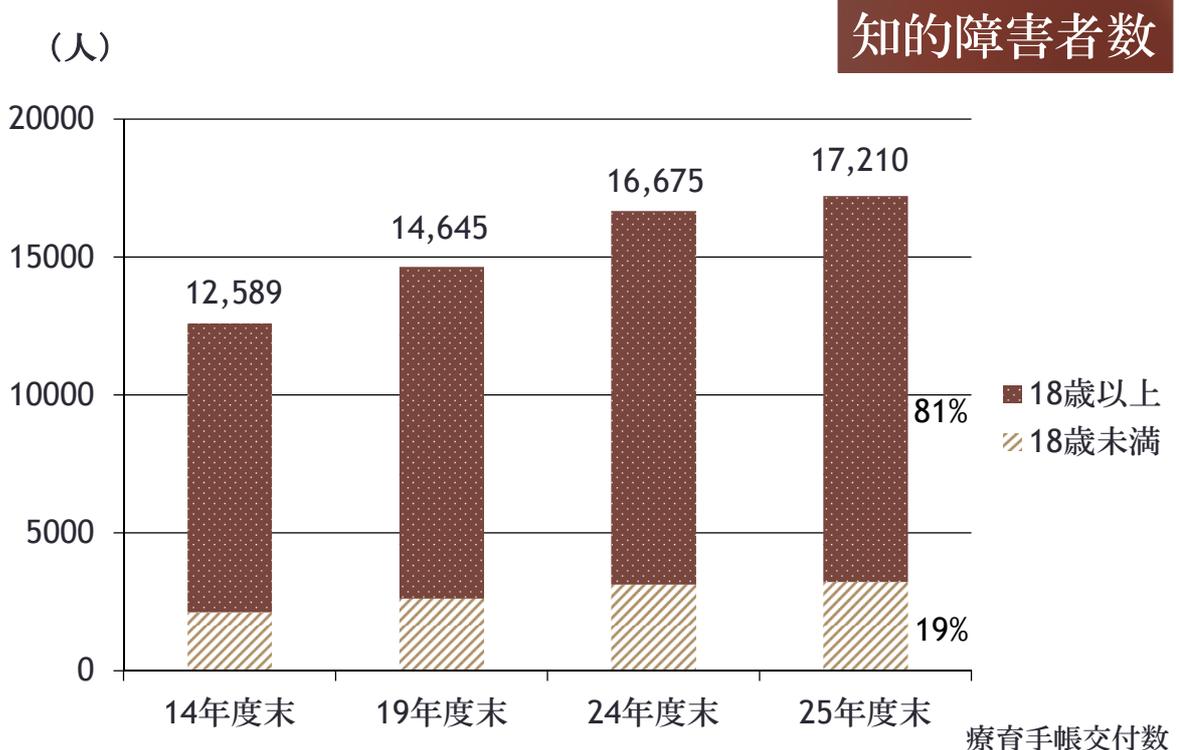
「障害のある人もない人も共に生きる
鹿児島づくり条例」について

平成 26 年 10 月 8 日

障害者の現状

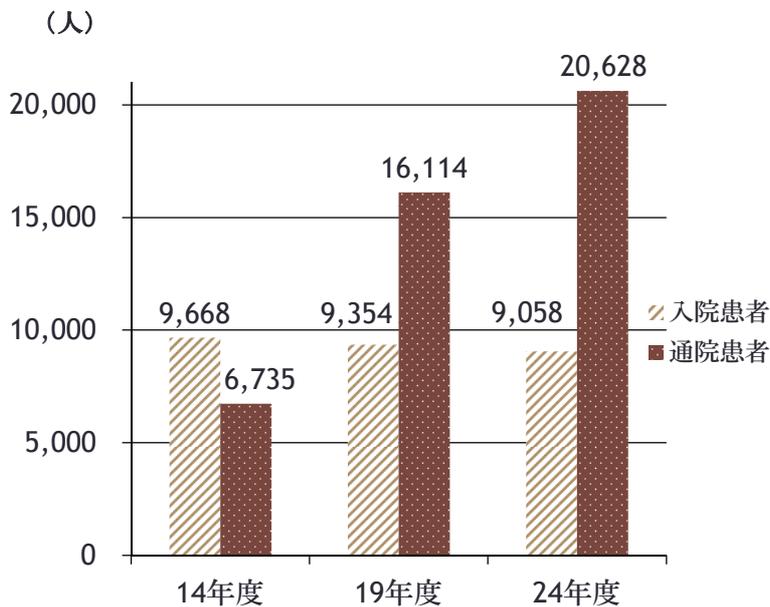


障害者の現状



障害者の現状

精神障害者の状況



精神障害者保健福祉手帳の交付状況 (平成25年度末)

1級	287
2級	7,211
3級	2,048
合計	9,546

(単位：人)

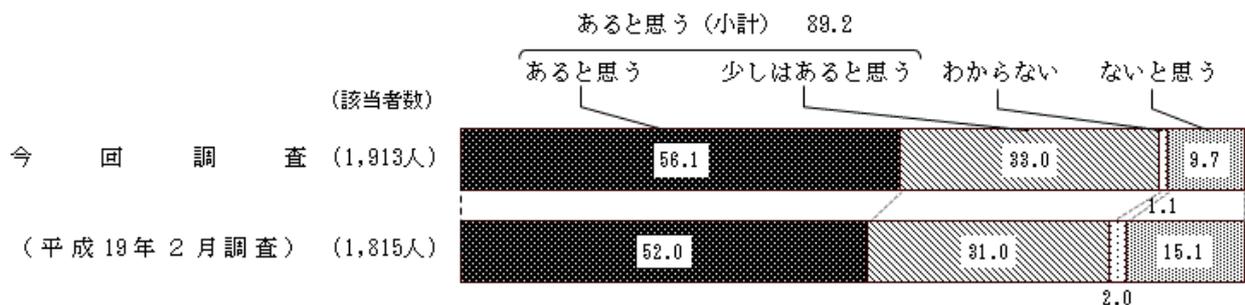
※通院患者数は精神通院医療の申請承認件数

障害を理由とする差別の現状

全国の状況

世の中には障害がある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思うか聞いたところ、「あると思う」とする者の割合が89.2%（「あると思う」56.1%+「少しはあると思う」33.0%）、「ないと思う」と答えた者の割合が9.7%となっている。

前回の調査結果と比較して見ると、「あると思う」（82.9%→89.2%）とする者の割合が上昇している。



障害者に関する世論調査 (平成24年7月, 内閣府)

障害を理由とする差別の現状

鹿児島県の状況

障害者アンケート調査

○調査期間

平成24年8月～9月

○回収状況

区分	発送数	回収数	回収率(%)
身体障害者	3,200	1,351	42.2
知的障害者	600	211	35.2
精神障害者	800	397	49.6
発達障害者	260	120	46.2
合計	4,860	2,079	41.2

○差別や偏見、疎外感を感じる経験（単位：％）

選択肢	身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害者
よくある	4.0	7.2	14.2	21.4
たまにある	13.7	23.9	28.3	41.0
ほとんどない	39.8	22.2	31.1	22.2
全くない	32.4	9.4	10.1	3.4

○差別をなくすために必要と思うこと（単位：％）

選択肢	身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害者
障害や障害者に対する理解を深める	51.0	52.7	43.4	50.4
すぐに相談できる場所がある	36.9	30.8	36.3	33.0
差別をした人との間に入ってくれる	10.9	17.8	17.6	32.2
差別があった実例を公表する	12.5	15.8	11.6	22.6
施設や設備のバリアフリーを進める	21.9	8.2	5.0	7.8
差別をなくすための法律や条例を作る	26.5	28.1	32.4	25.2

障害者アンケート調査（平成24年8月～9月，鹿児島県）

国の取組

平成18年12月：障害者の権利に関する条約 国連総会で採択

平成19年9月：障害者の権利に関する条約 署名



条約締結に先立ち，国内法令の整備を推進

平成23年8月：障害者基本法の改正

平成24年6月：障害者総合支援法の成立

平成25年6月：障害者差別解消法の成立

障害者雇用促進法の改正

平成26年1月：障害者の権利に関する条約 締結



平成26年2月：障害者の権利に関する条約 国内において発効

鹿児島県の取組

平成24年6月：知事マニフェストに「条例の制定」を掲載

平成24年9月：第3回県議会定例会で条例制定の陳情を採択

同定例会で平成25年度中の条例制定を目指すことを表明

平成25年3月：第1回条例検討委員会を開催

平成25年6～7月：障害者・家族団体等との意見交換会実施

平成25年9月：第2回条例検討委員会を開催

平成25年9～11月：障害者・家族団体及び教育，福祉，商工等
関係団体との意見交換実施

平成25年11月：第3回条例検討委員会を開催

平成25年12月～26年1月：パブリックコメントの実施

平成26年3月：第1回県議会定例会で条例議案を可決

平成26年10月：条例施行

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

障害者基本法 第4条
基本原則 差別の禁止

第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

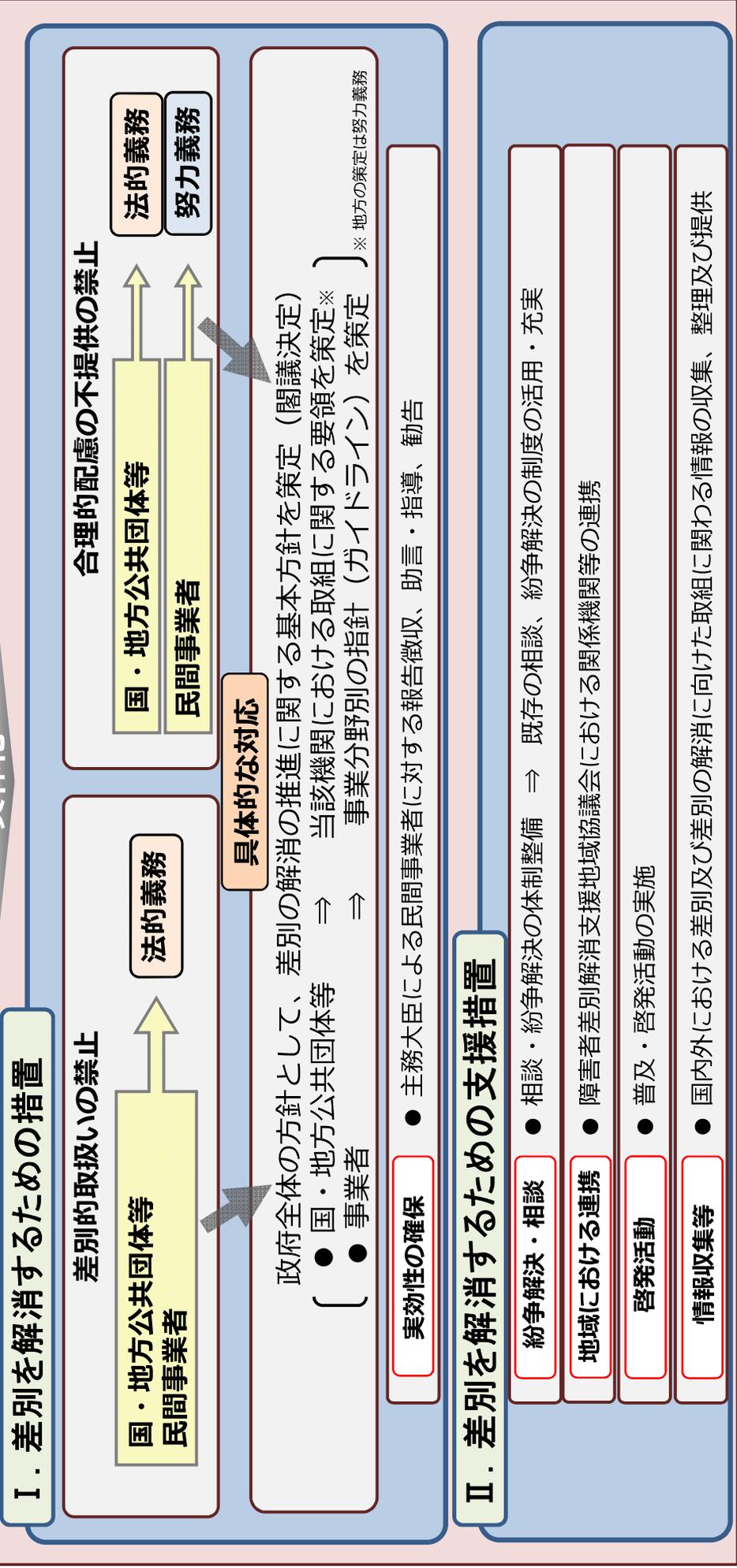
第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

具体化



施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例の概要

区 分	項 目	規 定 す る 内 容
前文		<ul style="list-style-type: none"> 全ての県民が、社会を構成する対等な一員として安心して暮らせる社会の実現を推進
第1章 総則	第1条 目的	<ul style="list-style-type: none"> この条例は、障害を理由とする差別解消の基本理念を定め、県及び県民の責務を明確化 障害を理由とする差別解消の基本事項を規定 障害を理由とする差別解消の推進を目的と規定
	第2条 定義	<ul style="list-style-type: none"> 「障害のある人」、「社会的障壁」、「障害を理由とする差別」について定義
	第3条 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> 個人の尊厳の尊重、尊厳にふさわしい生活保障 社会活動への参加、地域社会における共生 県民が、障害に関する知識及び理解を深めるよう促進
	第4条 県の責務	<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消施策の策定及び実施する責務
	第5条 市町村への要請及び支援	<ul style="list-style-type: none"> 県は、市町村に障害者差別解消施策の実施を要請 県は、市町村との連携を図り、情報の提供、技術的助言等必要な支援を実施
	第6条 県民の責務	<ul style="list-style-type: none"> 県民は、障害のある人に対する理解を深め、県又は市町村の障害者差別解消施策に協力 障害のある人は、自らの障害による障壁等について、可能な範囲内で、県民に伝え理解を促進
	第7条 財政上の措置	<ul style="list-style-type: none"> 県の財政上の措置
第2章 差別の禁止	第8条 障害を理由とする差別の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人に対する不利益取扱いを禁止 社会的障壁の除去に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮を提供
	第9条～第16条 分野別の差別の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス、公共的施設、交通機関など9分野における障害を理由とする「不利益取扱い」の禁止
第3章 差別をなくすための施策	第17条及び第18条 差別事案に関する相談体制	<ul style="list-style-type: none"> 県は、差別事案に関する相談に応じ、相談者に対して必要な助言、情報提供、関係者間の調整等を実施 県が相談員を設置できることを規定
	第19条 附属機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> 差別解消の取組を推進するため、「鹿児島県差別解消支援協議会」を設置 所管事務（あっせんに係る事務、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に係る調査審議） 障害者差別解消法第17条第1項による協議会
	第20条～第23条 差別事案に関する紛争解決制度	<ul style="list-style-type: none"> 知事の附属機関によるあっせんの実施 知事による勧告及び公表の実施
	第24条及び第25条 普及啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人に対する県民の理解を深める啓発の実施及び表彰制度の創設
第4章 雑則	第26条 規則への委任	<ul style="list-style-type: none"> 条例の施行に関し、必要な事項は規則で規定
附則	施行日等	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年10月1日施行 施行後3年を目処として検討

障害を理由とする差別とは

①障害を理由とする不利益な取扱い

障害があるということだけで、障害のない人と異なる取扱いをすること。

例えば...

障害を理由として入店を拒否したり、不当に高い料金を取るなど、障害を理由として拒否、制限、条件の付加をすることが該当します。

②合理的配慮の不提供

障害のある人から、障害のある人にとって障壁となっているものを取り除いてくれるよう依頼され、そのことが重い負担でもないのに、障壁を取り除くことについて必要な配慮をしないこと。

例えば...

聴覚障害者の方のために筆談に応じたり、視覚障害者の方のために文字情報を読み上げるといった配慮を提供しないことが該当します。

9分野における差別の基準の明確化 (第9条～第16条)

正当な理由なく行う不利益な取扱いの例

福祉サービス

- ・福祉サービスの提供を拒んだり、制限したり、条件を付けること
- ・障害のある人の意思に反して福祉施設への入所や福祉サービスの利用を強制すること

医療

- ・医療の提供を拒んだり、制限したり、条件を付けること
- ・障害のある人の希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制すること

商品の販売・サービスの提供

- ・商品販売又はサービス提供を拒んだり、制限したり、条件を付けること

労働・雇用

- ・応募又は採用を拒んだり、制限したり、条件を付けること
- ・賃金、労働時間、昇進、教育訓練、福利厚生などの労働条件について不利益な取扱いをすること
- ・解雇すること

教育

- ・障害のある人の年齢及び能力やその特性を踏まえた教育上必要な支援をしないこと
- ・本人・保護者への意見の聴取や必要な説明を行わず、就学先を決定すること

公共的施設

- ・多くの人が利用する建物、施設又は設備の利用を拒んだり、制限したり、条件を付けること

交通機関

- ・旅客施設や車両等の利用を拒んだり、制限したり、条件を付けること

不動産取引

- ・不動産の売却や賃貸、賃借権の譲渡、賃借物の転貸を拒んだり、制限したり、条件を付けること

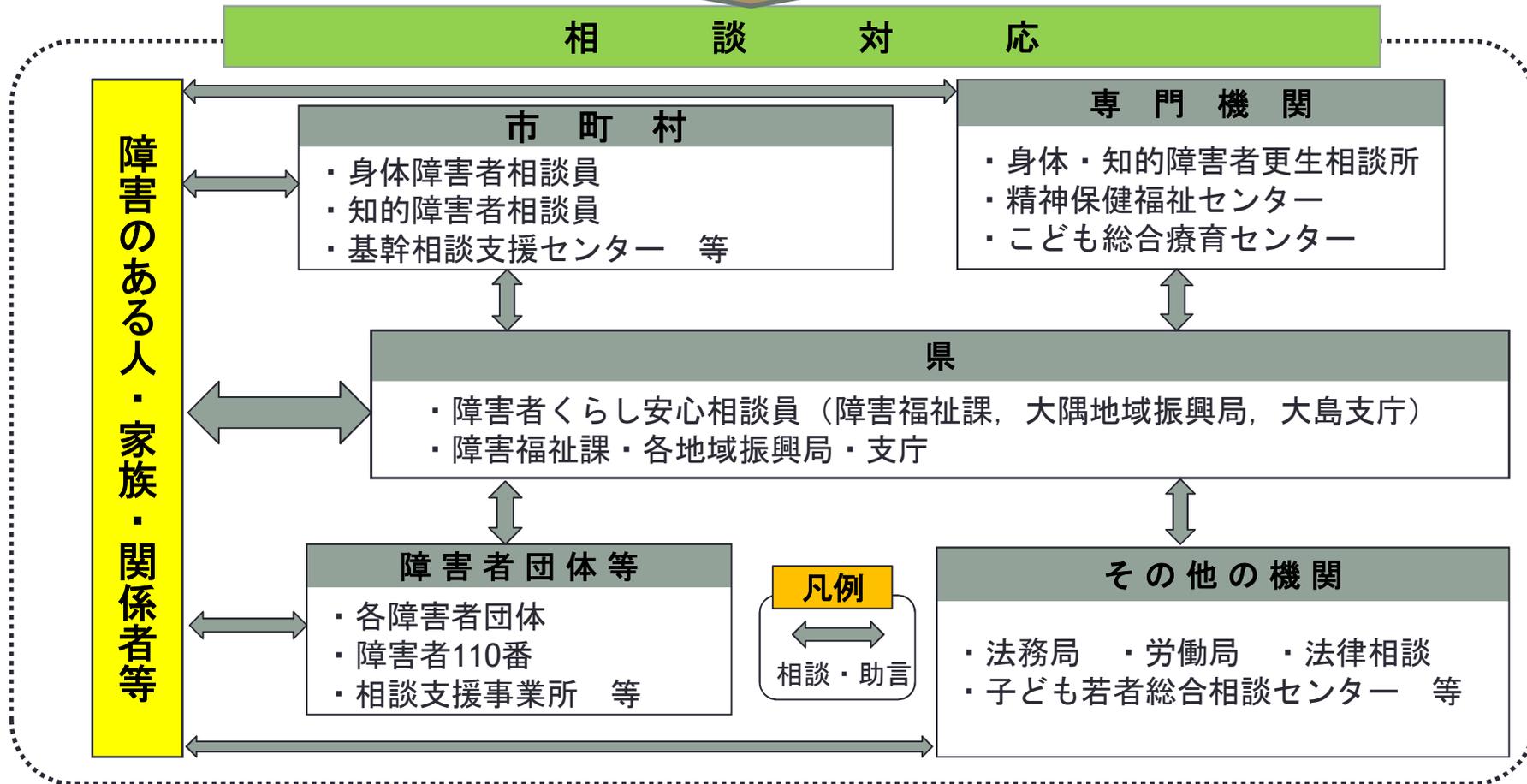
情報の提供及び受領

- ・情報の提供を拒んだり、制限したり、条件を付けること
- ・障害のある人の意思表示を受けることを拒んだり、制限したり、条件を付けること

障害を理由とする差別に関する相談体制

問題発生

相談対応



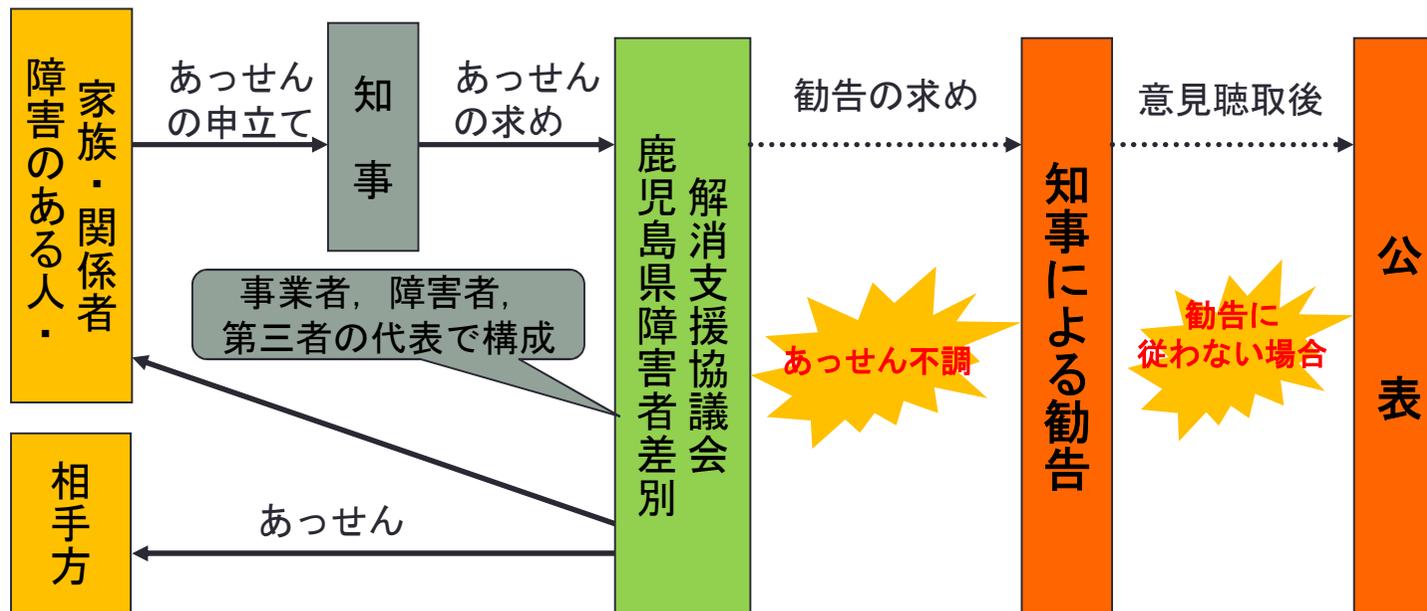
相談対応で問題が解決しない場合

あっせんによる紛争解決

障害を理由とする差別に関する紛争解決体制

相談対応で問題が解決しない場合

紛争解決（障害を理由とする不利益取扱いを対象）



鹿児島県障害者差別解消支援協議会について

1 設置根拠条文

障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例 第 19 条第 1 項

2 目的等

(1) 目的

障害を理由とする差別を解消するための取組を推進する。

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律での位置付け

協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 17 条第 1 項に規定する障害者差別解消支援地域協議会とする。

(3) 役割

①障害を理由とする差別解消の推進に関する調査審議

障害を理由とする差別に関する相談事例、判例や国の施策等、新たに得られた知見を調査分析し、障害を理由とする差別の解消に資する施策について、幅広い観点から調査審議する。

②障害を理由とする不利益な取扱いに該当する事案のあっせん

障害を理由とする不利益な取扱いに該当する事案について、知事の求めに応じ、あっせんを行う。

あっせんについては、条例で設置する相談員の対応で解決できなかった直接差別の事案を対象とする。「合理的配慮の不提供」の事案は、裁判事例等の知見が集積しておらず、適正なあっせん案を示すことが困難であるため、あっせんの対象としない。

あっせんの求めがあった場合、会長が指名する委員 3 名程度で構成する部会を設置し、あっせんを行う。

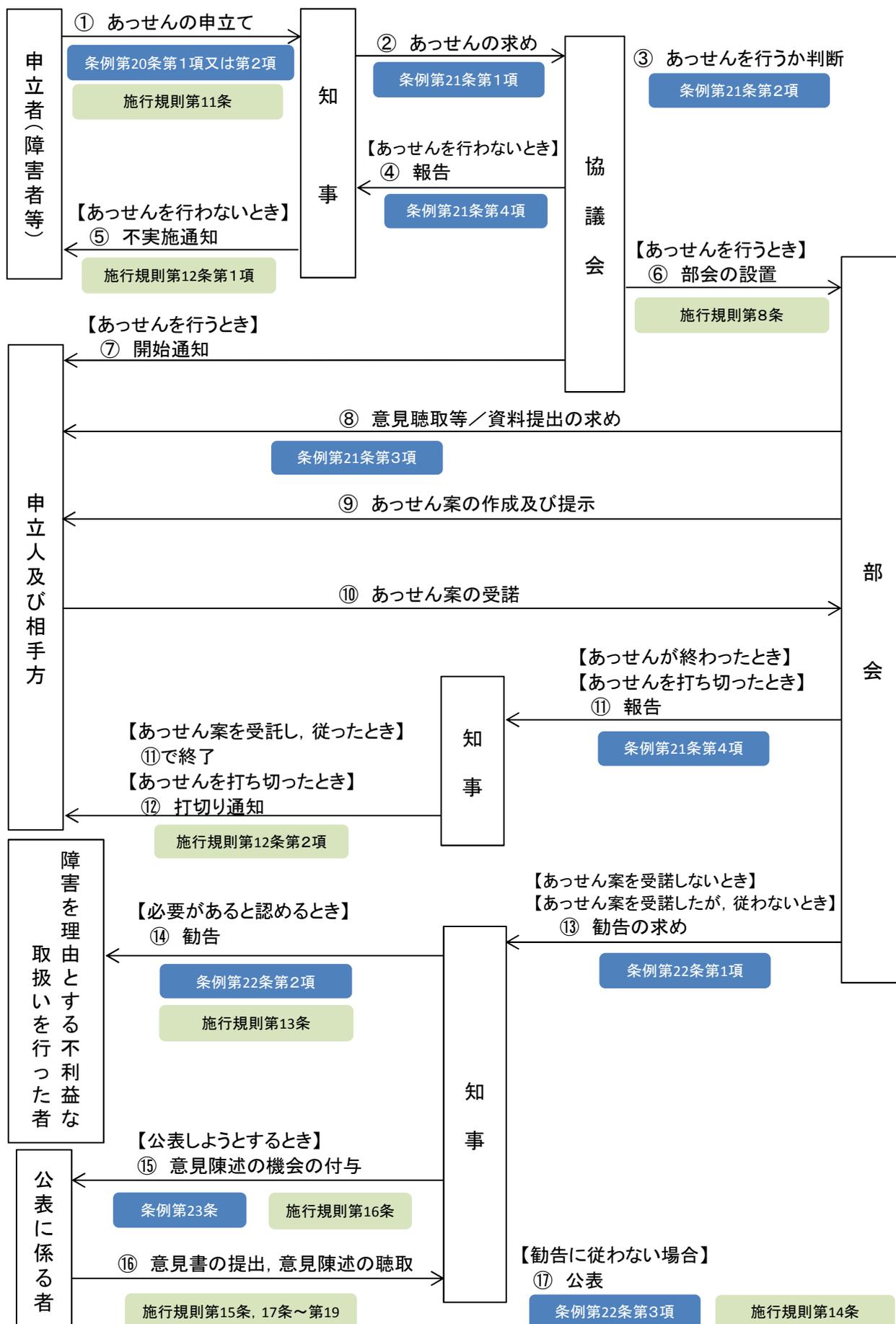
3 協議会の構成

委員：22 名以内

任期：2 年（最初の委員については、平成 28 年 3 月 31 日まで）

会長：委員の互選

障害を理由とする不利益な取扱いの紛争解決の流れ



平成26年度の差別解消に関する県の取組について

1 相談体制の整備

体制整備：非常勤職員を相談員として配置

相談員数：3名

配置場所：障害福祉課，大隅地域振興局，大島支庁

主な経歴等：養護学校教諭，障害者職業生活相談員等

2 普及啓発

(1) リーフレット及びポスターの制作

作成部数：リーフレット 20,000部

ポスター 10,000部

配布先：病院，金融機関，旅客施設，教育関係，障害者施設等

(2) 広報誌，県政広報番組及びホームページ等の活用

- ・県政かわら版
- ・福祉のまちづくり広報誌（ありば）
- ・県政告知番組（ラジオ放送）
- ・県ホームページ
- ・パブリシティ活動

(3) リーフレット等の配布による街頭啓発キャンペーンの実施

実施日	場所	配布部数
7月31日	鹿児島中央駅	1,000部
10月1日	鹿児島中央駅	1,000部

(4) 条例説明会及び相談員研修会

開催日	場所	参加人数
8/20, 21	熊毛支庁	61人
8/25	始良・伊佐地域振興局	96人
8/26	県民健康プラザ健康増進センター	133人
8/28	南薩地域振興局	75人
9/1, 2	大島支庁	68人
9/4	北薩地域振興局	150人
9/8	県庁	252人
		835人

(5) 各種研修会等での説明

開催月	研修会等の名称
4月	知的障害者福祉協会定例総会
5月	県人権同和問題啓発推進協議会総会
6月	鹿児島市身体障害者相談員協会 社会福祉行政新任職員研修
7月	身体障害者市町村職員研修会 生活保護担当職員研修 市町村障害福祉計画担当者説明会 歯科保健医療問題協議会 特別支援教育コーディネーター研修会 食品衛生推進大会
8月	鹿児島県障害者社会参加推進協議会 条例説明会（かごしま精神医療福祉ユーザーネット協議会） キャラバン・メイト養成研修 第6期介護保険事業計画策定に係る市町村説明及び介護給付適正化研修会 高齢者虐待防止推進会議 条例説明会（社会福祉法人常盤会） 条例説明会（南九州市社会福祉協議会） 人権擁護研修会（県知的障害者福祉協会）
9月	臨床研修医合同研修会 戦傷病者相談員及び戦没者遺族相談員研修会 母子寡婦福祉研修大会 被保護世帯法律問題研修 鹿児島県精神保健福祉士協会研修会 条例説明会（デイハウスふたば）

(6) 今後の計画

- ① 平成26年度鹿児島県障害者保健福祉大会（11月13日）
 講演：障害のある人もない人も暮らしやすい地域とは
 講師：野澤 和弘 氏（毎日新聞社論説委員，内閣府障がい者制度改革推進会議差別禁止部会委員など）

② 外部からの要請による条例説明

開催月	研修会等の名称
10月	そお地区自立支援協議会 鹿児島市民生委員児童委員協議会障害者部会 南九州市・南薩広域相談支援定例会
11月	条例説明会（鹿児島市手話通訳者・要約筆記者派遣運営協議会） 鹿児島高等特別支援学校職員研修
12月	本庁教育行政等職員人権教育研修会